

法務省矯医第3344号

平成19年5月30日

改正 平成23年5月23日付け法務省矯医第2998号

平成25年5月28日付け法務省矯医第196号

令和2年12月24日付け法務省矯総第4445号

令和5年3月30日付け法務省矯成第522号

矯正管区長 殿  
刑事施設の長 殿  
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 梶 木 壽

被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令の運用について（依命通達）

本日、被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令（平成18年法務省矯医訓第3293号大臣訓令）の一部を改正する訓令が制定され、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）施行の日から施行されることに伴い平成18年5月23日付け法務省矯医第3296号当職依命通達「被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令の運用について」の全部を下記のとおり改正し、同法の施行の日から実施することとしましたので、その運用については、遺漏のないよう配意願います。

#### 記

#### 1 運動

##### (1) 30分以上矯正処遇として運動を行う日

規則第24条第1項第2号の「30分以上矯正処遇として運動を行う日」の運動とは、一般改善指導として行う運動であって、例えば受刑者の体力づくりや健康維持等を目的とし、計画的に実施される体育及び運動会、球技大会等の運動競技が考えられること。

##### (2) 留意事項

ア 30分以上矯正処遇として運動を行う日は、受刑者ごとに定めて差し支えないこと。

イ 各日において、30分以上矯正処遇として運動を行う受刑者以外の被収容者については、法第57条の規定による運動を行う機会を与えること。

ウ 30分以上矯正処遇として運動を行う日であっても、これとは別に法第57条の規定による運動の機会を与えることは差し支えないこと。ま

た、運動の機会を別に与えるのであれば、矯正処遇として運動を行うことは一週間に付き3日の範囲内に限られないこと。

エ 矯正処遇として運動を行う場合の運動の実施場所については、気象状況、実施種目、職員の執務態勢等により、戸外において実施することが適当でない場合には、屋内での実施として差し支えないこと。

オ 水泳については、気象状況や健康状態によっては重大な事故につながる可能性があることから、一般改善指導として実施することが適当であること。

## 2 被収容者の調髪

### (1) 受刑者について自弁の調髪が許される場合

受刑者について自弁の調髪が許されるのは、例えば次に掲げる場合が考えられること。

ア 仮釈放審査のための地方更生保護委員会委員による面接が終了している者について、仮釈放の準備のため必要があると認められる場合

イ 外部通勤作業を行わせる場合

ウ 外出又は外泊を許す場合

### (2) 女子の受刑者の自弁の調髪の髪型

女子の受刑者の自弁の調髪の髪型については、パーマメント・ウェーブをかけ、又はセットさせても差し支えないこと。

### (3) 理容業者の選定

理容業者の選定に当たっては、平成19年5月30日付け法務省矯成第3340号当職依命通達「被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令の運用について」の記の10によること。

## 3 健康診断（訓令第9条関係）

### (1) 胸部エックス線検査

胸部エックス線検査を入所前1年以上受けていない被収容者については、できる限り、刑事施設における収容の開始後速やかに行う健康診断において同検査を行うこと。

### (2) 健康診断簿への記載

刑事施設における収容の開始後速やかに行う健康診断、定期的に行う健康診断又は保健衛生上必要があるときに行う健康診断の結果については、別紙様式1の健康診断簿に記載すること。

なお、被収容者が健康診断を拒否したことその他の事由により健康診断を行えなかった場合は、その旨を健康診断簿に記載すること。

### (3) 健康診断簿の保管等

健康診断簿は、健康診断を所管する部署において保管し、被収容者の釈放

後、当該被収容者の被収容者身分帳簿に編てつすること。

#### 4 診療

##### (1) 歯科診療

ア 被収容者が、次のいずれかに該当する場合には、日常生活に支障が生じない程度に、その状況に応じて、投薬、充てん、麻酔抜髄、感染根管処置、抜歯、のう胞の摘出、歯科治療材料の調整等の治療を行うこと。

(ア) う歯により歯痛がある場合

(イ) 外傷その他の原因により歯痛がある場合

(ウ) 過去に充てんした歯科治療材料のはく離又は歯ぐきの疾患等により食物のそしゃくに支障がある場合

イ 上記アの治療以外の歯科治療を行う場合において、これに要する義歯、ブリッジ、クラウン等の歯科治療材料については、法第42条第1項の規定により自弁させる取扱いとすること。

##### (2) 診療を拒否する者等の対応

ア 刑事施設の長は、被収容者が診療を拒み、又は長期間飲食物を摂取しない（摂食障害により飲食物の摂取状況が不良なものを含む。）場合には、適時、医師等（医師又は歯科医師をいう。以下同じ。）にその者の健康状態を把握させ、職員に綿密な動静視察によりその者の心情等を把握させること。

イ 被収容者が診療を拒んだ場合には、その状況を医務日誌に、被収容者が飲食物を摂取しない場合には、その状況を別紙様式2の不喫食者書留簿に記録すること。

なお、摂食障害により飲食物の摂取状況が不良な者については、日々の食事の摂取状況等について確認した結果を可能な限り書面に記録するとともに、医師等にその結果を報告すること。

#### 5 手術又は医療上の検査の手続（訓令第11条関係）

訓令第11条第1項の手術承諾書及び検査承諾書の様式は、別紙様式3のとおりとし、同条第2項の手術同意書及び検査同意書の様式は、別紙様式4のとおりとすること。

#### 6 指名医による診療の申請（訓令第13条関係）

指名医による診療の申請書の様式は、別紙様式5のとおりとすること。

#### 7 指名医による診療の要件（訓令第14条関係）

##### (1) 指名医の承諾の確認等

ア 被収容者が指名医による診療を申請した場合において、訓令第14条第1項第6号の事項の有無を確認するため必要があるときは、当該被収容者に対し、別紙様式6の指名医による診療承諾・不承諾書を交付し、医

師等が署名した同書を提出するように求めること。

イ 上記アにより指名した医師等から署名した診療承諾書が提出された場合には、適宜、当該医師等に対し、医師免許証又は歯科医師免許証の写しの提出を依頼するとともに、診療期間、診療回数、診療日、診療時間、診療内容、診療時に携行する医療器具、交付する薬剤及び治療材料、補助者の同行の有無その他の指名医による診療の許否を判断する上で参考となる事項について確認すること。

なお、既に、指名した医師等の医師資格を確認している場合には、医師免許証又は歯科医師免許証の写しの提出は要しないこと。

(2) 疎明資料の提出

訓令第14条第2項の規定により被収容者に対して疎明資料の提出を求めた場合において、おおむね1か月以内に資料が提出されず、許否の判断ができないときは、指名医による診療を許さないこととして差し支えないこと。

8 告知（訓令第15条関係）

(1) 許否の告知

訓令第15条第1項の規定により指名医による診療を許さない旨の告知を行うときは、訓令第14条第1項各号に掲げる要件のいずれに該当しないか説明すること。また、指名医の診療承諾書を提出した医師等に対しても同様の説明を行うこと。

(2) 情報の提供

指名医から被収容者の診療録等の文書の開示又は写しの交付その他被収容者の診療に関する情報の提供を求められた場合には、あらかじめ被収容者の了解を得た上で、口頭又は内容を要約した文書を交付するなどの方法により、医療上必要な範囲の情報を提供して差し支えないこと。

9 指名医による診療に必要な医療器具等

(1) 差入れの手続

指名医による診療に用いる薬剤及び治療材料については、差入れの手続は不要であること。

(2) 医療機器等の使用

指名医による診療に用いる医療器具については、原則として、往診の際医師等が通常携行する範囲のものを持参させた上で使用させることになるが、指名医が、検査又は治療を行うため、刑事施設の医療機器又は医療設備の使用を申し出た場合において、適当と認めるときは、刑事施設の管理運営上支障を生ずるおそれがない範囲内で使用を許すことは差し支えないこと。この場合において、エックス線撮影装置用フィルム、超音波診断装置用感熱紙

等の消耗品の費用は、指名医に負担させることが相当であること。

#### 1 0 指名医による診療の記録

##### (1) 動静記録

指名医による診療の際の被収容者の動静は、適宜視察表等に記録するとともに、指名医による診療に関し、その被収容者のその後の診療に参考となる事項は、適宜医務日誌に記録すること。

##### (2) 資料の編てつ

指名医から提出された診療録の写しその他の診療に関する資料は、被収容者の診療録に編てつすること。

#### 1 1 医師等の処方した薬剤の自己管理（訓令第16条関係）

##### (1) 薬剤の種類

被収容者に自己管理させる薬剤については、医師等の処方により投与される薬剤の中から、各刑事施設において適当と認める薬剤を選定すること。ただし、次の薬剤については、原則として、自己管理させないこと。

ア 気管支拡張薬

イ 麻薬

ウ 抗がん薬

エ 抗結核薬（抗酸菌に作用する抗生物質を含む。）

オ 抗HIV薬

カ 冷蔵の必要がある薬剤

キ その他医師等により職員による服薬確認が必要とされた薬剤

##### (2) 薬剤の所持期間

被収容者に薬剤を所持させる期間については、対象者、自己管理させる薬剤の種類等に応じ、各刑事施設において個々に判断すること。ただし、内服薬については、一度に所持させる量は、おおむね5週間分以下とすること。

#### 1 2 備薬箱の設置等

被収容者に対する応急措置を行うため必要な薬剤、器具及び衛生材料の整備及び取扱いについては、備薬箱の設置及び取扱規程（昭和52年法務省矯医訓第462号大臣訓令）、平成28年2月3日付け法務省矯医第9号当職依命通達「備薬等の品目及び数量並びに薬剤の使用に関する基準について」及び平成3年8月14日付け法務省矯医第1817号当職通達「備薬箱の設置及び取扱規程の実施について」に定めるところによること。

#### 1 3 一般用医薬品の自弁（訓令第17条関係）

##### (1) 留意事項

被収容者の従前の一般用医薬品の使用状況、一般用医薬品に含まれる成分等を考慮し、必要に応じて購入量を減じるなど適切に医療上の措置を講

ずること。特に、塩酸メチルエフェドリン、リン酸ジヒドロコデインを含有するものは、依存が形成されることがあるので注意すること。

(2) 購入の手続等

ア 購入受付日については、月に1回を下回ってはならないこと。

イ 一般用医薬品の自弁を許す被収容者に対し、用法、用量その他使用上の注意事項を確認させるとともに、体調に異変を感じたときは、直ちに職員に申し出るよう指導すること。

ウ 一般用医薬品は、領置を許さないこととし、現に使用期限が超過しているものについても、その使用を許さないこと。